

## 石垣市立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 石垣市子ども・子育て支援事業計画に基づき、石垣市立幼稚園及び保育所は、質の高い教育・保育の提供、保育量の拡大・確保及び地域の子ども子育て支援の充実が求められ、財政的な視点からは効率的かつ効果的な運営体制が必須であることから、庁内関係部署で広く協議するため、石垣市立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会（以下「あり方検討会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 あり方検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市立幼稚園及び保育所等の民営化に関すること。
- (2) 幼保一元化に関すること。
- (3) 関係部局間の事務調整に関すること。
- (4) その他必要な事項

### (構成)

第3条 あり方検討会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 あり方検討会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 あり方検討会の庶務は、児童家庭課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、あり方検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(石垣市幼保一元化事務連絡会議設置要綱の廃止)

- 2 石垣市幼保一元化事務連絡調整会議設置要綱（平成27年石垣市告示第184-1号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

石垣市立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会委員

1	副市長
2	総務部長
3	企画部長
4	福祉部長
5	教育部長
6	総務部 総務課長
7	企画部 企画政策課長
8	福祉部 福祉総務課長
9	教育部 総務課長
10	教育部 学務課長
11	教育部 学校教育課長
12	福祉部 児童家庭課長